

和歌山労災病院医療倫理委員会規程

平成31年4月1日制定
令和2年4月1日改正

(目的)

第1条 和歌山労災病院（以下、「本院」という。）で行われる医療行為について、患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言（1981年世界医師会総会で採択）及び医師の職業倫理指針（日本医師会、平成20年6月改訂）を尊重して、医の倫理に基づいて適正に行われることを目的として、本院に医療倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議)

第2条 委員会は、前条の目的に基づき本院で行われる次の各号に掲げる事項について、審議する。

- (1) 臨床倫理に関すること
- (2) 宗教的輸血拒否に関すること
- (3) 臓器移植・臓器提供などの患者にとって重大な決定に関すること
- (4) 脳死など患者の死に関し重大な決定に関すること
- (5) 安楽死など患者の死に関し重大な決定に関すること
- (6) その他委員会に諮ることが適当と院長が判断した事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 外部委員
- (3) 副院長
- (4) 診療科部長
- (5) 事務局長
- (6) 看護部長
- (7) 薬剤部長
- (8) 医事課長
- (9) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号から8号の委員は、院長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。ただし、病院長が緊急を要すると認める場合は、この限りでない。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

3 審査の申請者が委員である場合には、審査の判定に加わることができない。

4 審査の判定は、出席委員の4分の3以上の合意を必要とする。

5 審査経過及び判定は、記録として保存する。

(申請手続及び判定の通知)

第7条 審査を申請しようとする者は、様式第1号「倫理審査申請書」を委員長に提出するものとする。なお、審査資料は総務課において「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日 文部科学省・厚生労働省告示第3号）」の定めるところに準じて適切に保管しなければならない。

2 委員長は、審査終了後速やかにその判定結果を、様式第3号「審査結果通知書」により申請者に通知するものとする。

3 委員長は、委員会の議を経て判定結果を公表することができる。この場合、申請者の意見を聴取するものとする。

(報告・義務)

第8条 申請者又は責任医師（者）は、委員会の求めに応じて実施状況を報告しなければならない。

(中止又は変更の勧告)

第9条 委員会は、医療行為等の途上で倫理上疑義が生じた場合は、申請者に医療行為等の中止又は変更を勧告できるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。